○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書二四〇の五、二八八、二九〇のイの一、二九〇のイの三、二九〇の口、二九〇の八、三一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

読書二四〇の五・二八八・三一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九〇のイの一、二九〇の口

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字霧ヶ峰五四〇六の一（次の図に示す部分に限る。）、字高尾五四二五、字鉢久保ヤタン久保五三二二の一、字上須ヶ平五四三二のイ、五四三二の口、五四三三から五四三七まで、五四三八のイ、五四三八の口、五四三八の八、五四四〇から五四四四まで、五四四五の一、五四四五の二、五四四六の一から五四四六の三まで、五四四七から五四六二まで、五四六四、五四六七、五四六八、五四七〇から五四八五まで、五四八七、五四九二、五四九四から五五〇一まで、五五〇三から五五〇六まで、五五〇七の二、五五〇八から五五一八まで、五五二〇、五五二八から五五三七まで、五五三八のイ、五五三九から五五四六まで、五五五七のイ、五五五八から五五六四まで、五五六五の一、五五六五の二、五五六六の二、五五六七、五五六八、五六〇四、五六〇五の八、五六〇七から五六一〇まで、五六一二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字荻原五九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字荻原五九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字栃久保一二〇八の一、一二〇八の口、一二一二の一、一二五二の一、一二五二の口、一二五三、一二五四の一、一二五四の三、一二五五、一二五六、一二五八、一二九二、字南三久保一二三九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃久保一二五二の口、一二五三、一二五四の一、一二五四の三、一二五五、一二五六、一二五八、一二九二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字二ノ渡戸九〇二三の一、九〇二三の三、九〇二三の四、九〇二三の六、九〇二四、九〇二五の一、九〇二五の二、九〇二六の一、九〇二六の二、九〇二七の一、九〇二七の二、九〇二八、九〇二九の一、九〇二九の二、九〇二九の四、九〇三〇、九〇三一の一から九〇三一の六まで、字大笹倉九三二九の一、字ロフ窪九三八三のイの一、九三八三のイの二、九三八三のロの一、九三八三のロの二、九三八六のロの一、九三八六のロの二、字日向入山九四八七の二三、九四八七の二七、九四八七の二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏公傳九〇七一の一五、九〇七一の一六、九〇七一の二〇まで、字ロフ窪九三八六のロの一、九三八六のロの二、字日向入山九四八七の二三・九四八七の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字曲尾一七四二八の二、一七四三九の一、字黒土一七四五七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字曲尾一七四二八の二・一七四三九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字黒土一七四五七の一（次の図に示す部分に限る。）